

第 8 参 考 资 料

1 延滞金の割合及び還付加算金の割合の推移

ア 延滞金の割合

期間	納期限の翌日から1月を経過する日までの割合	納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%	
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%	
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%	
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%	
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%	
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%	
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日～平成30年12月31日	年2.6%	年8.9%

- 注 1 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「特例基準割合(※1)」のいずれか低い割合の適用となる。
- 2 平成26年1月1日以後の「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「特例基準割合(※2)+1%」のいずれか低い割合の適用となる。
- 3 平成26年1月1日以後の「納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合」については、「年14.6%」と「特例基準割合(※2)+7.3%」のいずれか低い割合の適用となる。
- ※1 前年の11月30日の日本銀行が定める商業手形の基準割引率に4%を加算した割合をいうものである。
- ※2 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、1%を加算した割合をいうものである。

イ 還付加算金の割合

期間	割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年1.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年1.7%
平成30年1月1日～平成30年12月31日	年1.6%

- 注 平成12年1月1日以後の還付加算金の割合については、「年7.3%」と「特例基準割合」のいずれか低い割合の適用となる。

2 過去10年間に於ける調定・収入等の状況の推移 (県税全体)

年度		調定 ①		収入 ②		収入率 (②/①)		欠損 ③	
		額	対前年 増減(%)	額	対前年 増減(%)	率(%)	対前年 増減(p)	額	対前年 増減(%)
20	現年	97,139,513	▲ 6.02	96,239,923	▲ 5.96	99.07	0.05	1,837	80.10
	繰越	2,178,311	18.27	555,601	15.91	25.51	▲ 0.51	185,388	3.08
	合計	99,317,824	▲ 5.59	96,795,524	▲ 5.86	97.46	▲ 0.28	187,225	3.52
21	現年	82,575,270	▲ 14.99	81,687,692	▲ 15.12	98.93	▲ 0.14	1,273	▲ 30.70
	繰越	2,325,267	6.75	456,039	▲ 17.92	19.61	▲ 5.90	191,665	3.39
	合計	84,900,537	▲ 14.52	82,143,731	▲ 15.14	96.75	▲ 0.71	192,938	3.05
22	現年	79,210,005	▲ 4.08	78,510,835	▲ 3.89	99.12	0.19	980	▲ 23.02
	繰越	2,554,385	9.85	461,910	1.29	18.08	▲ 1.53	184,079	▲ 3.96
	合計	81,764,390	▲ 3.69	78,972,745	▲ 3.86	96.59	▲ 0.16	185,059	▲ 4.08
23	現年	77,005,309	▲ 2.78	76,383,897	▲ 2.71	99.19	0.07	851	▲ 13.16
	繰越	2,595,792	1.62	476,865	3.24	18.37	0.29	169,137	▲ 8.12
	合計	79,601,101	▲ 2.65	76,860,762	▲ 2.67	96.56	▲ 0.03	169,988	▲ 8.14
24	現年	78,985,353	2.57	78,408,066	2.65	99.27	0.08	818	▲ 3.92
	繰越	2,614,757	0.73	540,019	13.24	20.65	2.28	240,020	41.91
	合計	81,600,110	2.51	78,948,085	2.72	96.75	0.19	240,837	41.68
25	現年	81,669,080	3.40	81,122,976	3.46	99.33	0.06	715	▲ 12.55
	繰越	2,411,282	▲ 7.78	490,981	▲ 9.08	20.36	▲ 0.29	237,823	▲ 0.92
	合計	84,080,362	3.04	81,613,957	3.38	97.07	0.32	238,539	▲ 0.95
26	現年	82,620,570	1.17	82,186,543	1.31	99.47	0.14	1,019	42.52
	繰越	2,217,392	▲ 8.04	462,879	▲ 5.72	20.87	0.51	297,592	25.13
	合計	84,837,962	0.90	82,649,422	1.27	97.42	0.35	298,611	25.18
27	現年	90,218,138	9.20	89,857,300	9.33	99.60	0.13	1,649	61.84
	繰越	1,886,656	▲ 14.92	496,975	7.37	26.34	5.47	162,692	▲ 45.33
	合計	92,104,794	8.57	90,354,275	9.32	98.10	0.68	164,341	▲ 44.96
28	現年	90,958,507	0.82	90,583,066	0.81	99.59	▲ 0.01	469	▲ 71.56
	繰越	1,582,307	▲ 16.13	348,741	▲ 29.83	22.04	▲ 4.30	147,519	▲ 9.33
	合計	92,540,813	0.47	90,931,807	0.64	98.26	0.16	147,988	▲ 9.95
29	現年	90,575,603	▲ 0.42	90,251,152	▲ 0.37	99.64	0.05	357	▲ 23.96
	繰越	1,458,487	▲ 7.83	384,611	10.29	26.37	4.33	117,161	▲ 20.58
	合計	92,034,090	▲ 0.55	90,635,763	▲ 0.33	98.48	0.22	117,518	▲ 20.59

注 数値はそれぞれ端数処理しているため、合計及び対前年増減が一致しないことがある。

単位:千円

未納繰越 ① - (②+③)			個人県民税を除く 未納繰越額	左の対前年度増減	年度	
額	対前年 増減(額)	対前年 増減(%)			現年	繰越
897,753	▲ 117,458	▲ 11.57	219,526	▲ 126,849	現年	20
1,437,321	254,658	21.53	488,487	▲ 38,774	繰越	
2,335,075	137,200	6.24	708,013	▲ 165,623	合計	
886,305	▲ 11,449	▲ 1.28	263,629	44,103	現年	21
1,677,563	240,242	16.71	468,380	▲ 20,107	繰越	
2,563,868	228,793	9.80	732,009	23,996	合計	
698,190	▲ 188,115	▲ 21.22	218,033	▲ 45,596	現年	22
1,908,396	230,833	13.76	494,250	25,870	繰越	
2,606,586	42,718	1.67	712,283	▲ 19,726	合計	
620,561	▲ 77,629	▲ 11.12	181,136	▲ 36,897	現年	23
1,949,790	41,394	2.17	496,211	1,961	繰越	
2,570,351	▲ 36,235	▲ 1.39	677,347	▲ 34,936	合計	
576,470	▲ 44,091	▲ 7.11	132,765	▲ 48,371	現年	24
1,834,718	▲ 115,072	▲ 5.90	465,307	▲ 30,904	繰越	
2,411,188	▲ 159,163	▲ 6.19	598,072	▲ 79,275	合計	
545,389	▲ 31,081	▲ 5.39	114,972	▲ 17,793	現年	25
1,682,477	▲ 152,241	▲ 8.30	410,797	▲ 54,510	繰越	
2,227,866	▲ 183,322	▲ 7.60	525,769	▲ 72,303	合計	
433,008	▲ 112,381	▲ 20.61	134,743	19,771	現年	26
1,456,920	▲ 225,557	▲ 13.41	307,288	▲ 103,509	繰越	
1,889,928	▲ 337,938	▲ 15.17	442,031	▲ 83,738	合計	
359,189	▲ 73,819	▲ 17.05	79,215	▲ 55,528	現年	27
1,226,990	▲ 229,931	▲ 15.78	245,446	▲ 61,843	繰越	
1,586,178	▲ 303,750	▲ 16.07	324,660	▲ 117,371	合計	
374,972	15,783	4.39	102,117	22,902	現年	28
1,086,047	▲ 140,943	▲ 11.49	210,035	▲ 35,410	繰越	
1,461,018	▲ 125,160	▲ 7.89	312,152	▲ 12,508	合計	
324,094	▲ 50,878	▲ 13.57	49,459	▲ 52,658	現年	29
956,715	▲ 129,332	▲ 11.91	197,089	▲ 12,947	繰越	
1,280,809	▲ 180,210	▲ 12.33	246,547	▲ 65,605	合計	

3 過去10年間に於ける調定・収入等の状況の推移 (個人県民税)

年度		調定 ①		収入 ②		収入率 (②/①)		欠損 ③	
		額	対前年 増減(%)	額	対前年 増減(%)	率(%)	対前年 増減(p)	額	対前年 増減(%)
20	現年	26,401,773	4.85	25,721,756	4.94	97.42	0.08	1,790	75.49
	繰越	1,316,518	46.27	286,569	77.00	21.77	3.78	81,115	▲ 1.98
	合計	27,718,291	6.28	26,008,325	5.41	93.83	▲ 0.77	82,905	▲ 1.03
21	現年	25,412,149	▲ 3.75	24,788,219	▲ 3.63	97.54	0.12	1,254	▲ 29.94
	繰越	1,622,355	23.23	328,125	14.50	20.23	▲ 1.54	85,047	4.85
	合計	27,034,504	▲ 2.47	25,116,344	▲ 3.43	92.90	▲ 0.93	86,301	4.10
22	現年	23,544,881	▲ 7.35	23,063,752	▲ 6.96	97.96	0.41	972	▲ 22.49
	繰越	1,826,471	12.58	345,844	5.40	18.94	▲ 1.29	66,481	▲ 21.83
	合計	25,371,352	▲ 6.15	23,409,596	▲ 6.80	92.27	0.63	67,453	▲ 21.84
23	現年	22,980,260	▲ 2.40	22,540,241	▲ 2.27	98.09	0.13	594	▲ 38.89
	繰越	1,892,571	3.62	349,927	1.18	18.49	▲ 0.45	89,065	33.97
	合計	24,872,831	▲ 1.96	22,890,168	▲ 2.22	92.03	▲ 0.24	89,659	32.92
24	現年	24,306,126	5.77	23,861,704	5.86	98.17	0.08	717	20.68
	繰越	1,942,117	2.62	384,935	10.00	19.82	1.33	187,771	110.82
	合計	26,248,243	5.53	24,246,639	5.93	92.37	0.34	188,488	110.23
25	現年	24,582,619	1.14	24,151,747	1.22	98.25	0.08	456	▲ 36.39
	繰越	1,814,210	▲ 6.59	372,237	▲ 3.30	20.52	0.70	170,293	▲ 9.31
	合計	26,396,829	0.57	24,523,984	1.14	92.91	0.54	170,749	▲ 9.41
26	現年	24,277,013	▲ 1.24	23,977,950	▲ 0.72	98.77	0.52	798	74.98
	繰越	1,699,843	▲ 6.30	384,261	3.23	22.61	2.09	165,950	▲ 2.55
	合計	25,976,856	▲ 1.59	24,362,211	▲ 0.66	93.78	0.87	166,748	▲ 2.34
27	現年	24,422,330	0.60	24,141,187	0.68	98.85	0.08	1,169	46.54
	繰越	1,445,572	▲ 14.96	341,888	▲ 11.03	23.65	1.04	122,140	▲ 26.40
	合計	25,867,901	▲ 0.42	24,483,075	0.50	94.65	0.87	123,309	▲ 26.05
28	現年	24,930,743	2.08	24,657,474	2.14	98.90	0.06	414	▲ 64.55
	繰越	1,259,928	▲ 12.84	288,553	▲ 15.60	22.90	▲ 0.75	95,364	▲ 21.92
	合計	26,190,671	1.25	24,946,027	1.89	95.25	0.60	95,778	▲ 22.33
29	現年	25,318,735	1.56	25,043,887	1.57	98.91	0.01	213	▲ 48.55
	繰越	1,147,975	▲ 8.89	302,050	4.68	26.31	3.41	86,299	▲ 9.51
	合計	26,466,711	1.05	25,345,937	1.60	95.77	0.52	86,512	▲ 9.67

注 数値はそれぞれ端数処理しているため、合計及び対前年増減が一致しないことがある。

単位:千円

未納繰越 ① - (②+③)			県税全体に占める 個人県民税の 未納割合 (%)	左の対前年度増減 (p)	年度	
額	対前年 増減 (額)	対前年 増減 (%)			現年	繰越
678,227	9,390	1.40	75.5	9.6	現年	20
948,834	293,431	44.77	66.0	10.6	繰越	
1,627,061	302,821	22.87	69.7	9.4	合計	
622,676	▲ 55,551	▲ 8.19	70.3	▲ 5.2	現年	21
1,209,183	260,349	27.44	72.1	6.1	繰越	
1,831,859	204,798	12.59	71.4	1.7	合計	
480,157	▲ 142,519	▲ 22.89	68.8	▲ 1.5	現年	22
1,414,146	204,963	16.95	74.1	2.0	繰越	
1,894,303	62,444	3.41	72.7	1.3	合計	
439,425	▲ 40,732	▲ 8.48	70.8	2.0	現年	23
1,453,579	39,433	2.79	74.6	0.5	繰越	
1,893,004	▲ 1,299	▲ 0.07	73.6	0.9	合計	
443,705	4,280	0.97	77.0	6.2	現年	24
1,369,411	▲ 84,168	▲ 5.79	74.6	0.0	繰越	
1,813,116	▲ 79,888	▲ 4.22	75.2	1.6	合計	
430,417	▲ 13,288	▲ 2.99	78.9	1.9	現年	25
1,271,681	▲ 97,730	▲ 7.14	75.6	1.0	繰越	
1,702,097	▲ 111,018	▲ 6.12	76.4	1.2	合計	
298,265	▲ 132,152	▲ 30.70	68.9	▲ 10.0	現年	26
1,149,632	▲ 122,049	▲ 9.60	78.9	3.3	繰越	
1,447,897	▲ 254,200	▲ 14.93	76.6	0.2	合計	
279,974	▲ 18,291	▲ 6.13	77.9	9.0	現年	27
981,544	▲ 168,088	▲ 14.62	80.0	1.1	繰越	
1,261,518	▲ 186,379	▲ 12.87	79.5	2.9	合計	
272,855	▲ 7,119	▲ 2.54	72.8	▲ 5.1	現年	28
876,011	▲ 105,532	▲ 10.75	80.7	0.7	繰越	
1,148,866	▲ 112,651	▲ 8.93	78.6	▲ 0.9	合計	
274,635	1,780	0.65	84.7	11.9	現年	29
759,626	▲ 116,385	▲ 13.29	79.4	▲ 1.3	繰越	
1,034,262	▲ 114,605	▲ 9.98	80.8	2.2	合計	

4 当初予算額の推移

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
個人県民税	現	23,287,000	23,847,000	24,204,000	24,608,000	23,847,000	25,232,000	
	繰	376,000	344,000	306,000	339,000	295,000	266,000	
	計	23,663,000	24,191,000	24,510,000	24,947,000	24,142,000	25,498,000	
法人県民税	現	3,511,000	3,595,000	3,796,000	3,614,000	3,148,000	3,234,000	
	繰	6,000	8,000	10,000	7,000	3,000	5,000	
	計	3,517,000	3,603,000	3,806,000	3,621,000	3,151,000	3,239,000	
県民税利子割	現	514,000	366,000	506,000	308,000	184,000	256,000	
県民税配当割	現	162,000	165,000	750,000	806,000	614,000	474,000	
株式等譲渡所得割	現	38,000	41,000	131,000	353,000	389,000	365,000	
個人事業税	現	653,000	641,000	725,000	731,000	764,000	764,000	
	繰	8,000	7,000	4,000	5,000	6,000	4,000	
	計	661,000	648,000	729,000	736,000	770,000	768,000	
法人事業税	現	9,336,000	11,022,000	11,903,000	14,808,000	17,717,000	17,809,000	
	繰	5,000	8,000	10,000	6,000	3,000	2,000	
	計	9,341,000	11,030,000	11,913,000	14,814,000	17,720,000	17,811,000	
地方消費税	譲渡割	現	8,444,000	7,866,000	10,039,000	13,350,000	15,542,000	14,977,000
	貨物割	現	674,000	1,168,000	1,112,000	1,979,000	1,678,000	1,287,000
	計	9,118,000	9,034,000	11,151,000	15,329,000	17,220,000	16,264,000	
不動産取得税	現	1,510,000	1,724,000	1,771,000	1,567,000	1,587,000	1,647,000	
	繰	25,000	33,000	28,000	19,000	19,000	22,000	
	計	1,535,000	1,757,000	1,799,000	1,586,000	1,606,000	1,669,000	
県たばこ税	現	2,225,000	1,332,000	1,176,000	1,165,000	1,161,000	1,152,000	
	繰	0	0	0	0	0		
	計	2,225,000	1,332,000	1,176,000	1,165,000	1,161,000	1,152,000	
ゴルフ場利用税	現	196,000	169,000	168,000	169,000	164,000	162,000	
	繰	0	0	0	0	0		
	計	196,000	169,000	168,000	169,000	164,000	162,000	
自動車取得税	現	1,566,000	1,662,000	1,034,000	1,126,000	1,071,000	1,510,000	
軽油引取税	現	9,564,000	9,415,000	9,762,000	9,669,000	9,004,000	8,565,000	
	繰	400	200	1,000	1,000	300	300	
	計	9,564,400	9,415,200	9,763,000	9,670,000	9,004,300	8,565,000	
自動車税	現	14,404,000	14,214,000	14,001,000	13,635,000	13,556,000	13,578,000	
	繰	51,000	51,000	42,000	37,000	38,000	14,000	
	計	14,455,000	14,265,000	14,043,000	13,672,000	13,594,000	13,592,000	
鉾区税	現	15,000	16,000	15,000	16,000	15,000	15,000	
	繰	0	0	0	0	0		
	計	15,000	16,000	15,000	16,000	15,000	15,000	
狩猟税	現	28,000	27,000	21,000	8,000	4,000	4,000	
産業廃棄物税	現	270,000	249,000	218,000	215,000	199,000	189,000	
	繰	0	0	0	0	0		
	計	270,000	249,000	218,000	215,000	199,000	189,000	
県税計	現	76,397,000	77,519,000	81,332,000	88,127,000	90,644,000	91,220,000	
	繰	471,400	451,200	401,000	414,000	364,300	313,300	
	計	76,868,400	77,970,200	81,733,000	88,541,000	91,008,300	91,533,300	

5 平成29年度決算額の増減理由

(単位：百万円)

	番号	平成28年度	平成29年度	増減額	主 な 税 目 の 増 減 理 由
個人県民税	1	24,946	25,346	400	納税義務者・所得総額の増
法人県民税	2	3,217	3,109	△ 108	マイナス金利の影響による利ざやの縮小により、大口の金融業が落ち込んだことによる減
県民税利子割	3	272	330	58	高金利時代の郵貯定額貯金が満期を迎えたことによる増
県民税配当割	4	307	431	124	上場株式と公募投資信託の受取配当の増
県民税株式等譲渡所得割	5	163	403	240	29年下半期の株価上昇による増
個人事業税	6	772	776	4	事業所得の増
法人事業税	7	17,539	16,995	△ 544	マイナス金利の影響による利ざやの縮小により、大口の金融業が落ち込んだことによる減
地方消費税	8	16,684	15,715	△ 969	個人消費の低迷及び石油製品・金属製品の輸入減少による減
譲渡割	9	15,331	14,648	△ 683	—
貨物割	10	1,353	1,067	△ 286	—
不動産取得税	11	1,695	1,524	△ 171	大口取得が減少したことによる減
県たばこ税	12	1,181	1,118	△ 63	喫煙人口の減
ゴルフ場利用税	13	172	154	△ 18	ゴルフ人口の減少や利用者の高齢化による特例・非課税利用の増
自動車取得税	14	1,369	1,723	354	低燃費車を中心とした自動車販売の持ち直しによる増
軽油引取税	15	8,725	9,125	400	ネット通販利用拡大による配送用トラック及び大雪による除排雪車両における需要増加による増
自動車税	16	13,672	13,661	△ 11	保有台数の減
鉾区税	17	15	15	0	—
狩猟税	18	4	4	0	—
産業廃棄物税	19	199	207	8	廃棄物搬入重量の増加による増
合 計	20	90,932	90,636	△ 296	—

注 この調は、現年課税分と滞納繰越分の合計額により作成した。

6 秋田県水と緑の森づくり税の収入額の推移

(現年課税分と滞納繰越分の合計額)

区分 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
個人県民税均等割超過課税分	千円 358,056	千円 389,750	千円 376,124	千円 374,663	千円 377,385	千円 382,589
法人県民税均等割超過課税分	17,448	80,214	86,804	85,865	86,151	86,454
合計	375,504	469,964	462,928	460,528	463,536	469,043
区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	累計	
個人県民税均等割超過課税分	千円 374,040	千円 371,420	千円 375,351	千円 381,252	千円 3,760,630	
法人県民税均等割超過課税分	85,828	84,248	88,319	86,953	788,284	
合計	459,868	455,668	463,670	468,205	4,548,914	

注 1 個人県民税均等割超過課税分については、均等割が課税される個人で、1月1日に県内に住所がある個人及び県内に家屋敷等を持っている個人に対して、年額800円で課税している。

法人県民税均等割超過課税分については、県内に事務所等を持っている法人に対して、資本金等の額に応じてその均等割額の8%相当額で課税している。(一事業年度当たり1,600円、4,000円、10,400円、43,200円、64,000円のいずれかの額)

2 平成20年度の法人県民税均等割超過課税分については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度等から適用したこと、及び大宗を占める3月決算法人の確定申告・納付が主に平成21年5月以降だったこと、の理由により、平成21年度以降の収入額に比べ少額となったものである。

なお、個人県民税均等割超過課税分については、平成20年度以後の年度分から適用している。



秋田県水と緑のマスコット「森っち」

第59回全国植樹祭の大会マスコットとして活躍した「森っち」は、平成21年1月より「秋田県水と緑のマスコット」として活躍しています。

7 法人関係税の収入額等の推移

(単位:千円、%)

年度	法人 県民税	法人 事業税	計 ①+②		地方法人 特別税 (納付額)	計 ③+④		地方法人 特別税 (払込額)	地方法人 特別 譲与税	差引 ⑦-⑥
	①	②	③	前年比	④	⑤	前年比	⑥	⑦	⑧
21	3,050,068	12,191,403	15,241,471	57.6	3,265,333	18,506,804	70.0	2,842,954	5,535,251	2,692,297
22	3,541,317	10,338,644	13,879,961	91.1	7,446,216	21,326,177	115.2	7,052,153	12,237,225	5,185,072
23	3,436,785	9,495,791	12,932,576	93.2	7,082,241	20,014,817	93.9	6,727,725	12,700,251	5,972,526
24	3,606,668	10,098,629	13,705,297	106.0	7,784,159	21,489,456	107.4	7,516,421	13,020,225	5,503,804
25	3,755,027	12,155,848	15,910,875	116.1	9,788,949	25,699,824	119.6	9,511,129	15,740,308	6,229,179
26	4,140,429	13,755,118	17,895,547	112.5	11,354,079	29,249,626	113.8	10,884,027	18,995,188	8,111,161
27	3,821,697	15,132,455	18,954,152	105.9	9,475,237	28,429,389	97.2	9,422,615	17,087,908	7,665,293
28	3,217,210	17,538,579	20,755,789	109.5	7,827,327	28,583,116	100.5	7,588,895	13,937,971	6,349,076
29	3,109,253	16,994,733	20,103,986	96.9	7,687,792	27,791,778	97.2	7,379,340	14,373,310	6,993,970

注 1 地方法人特別税は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

2 地方法人特別税は、法人事業税と併せて都道府県に申告納付。都道府県は、納付月の翌々月までに、国に払い込む。

3 地方法人特別税(納付額)④は、県が法人事業税と併せて還付した地方法人特別税のうち、歳入から支出(下戻し)した還付額を控除した後、予算から支出した還付額を控除する前の額。

4 地方法人特別税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から一部が法人事業税に還元し、併せて法人県民税の一部が地方法人税として国税化。

<参考> 県税に係る還付金等の支出実績※の推移

(単位:百万円)

区分 年度	法人 県民税	法人 事業税	その他 の税	還付金合計		当初予算額	備考
					対前年増減		
21	678	2,718	54	3,450	2,160	2,600	平成20年度税制改正において、地方法人特別税が創設された。その後、平成26年度税制改正において、地方法人特別税の一部が法人事業税に還元され、併せて法人県民税の一部が国税化した。(上表欄外参照)そのため、税収及び還付金も制度改正の影響により変動している。
22	115	243	66	424	△ 3,026	1,350	
23	152	291	60	504	80	700	
24	142	301	39	482	△ 22	635	
25	124	332	46	503	21	657	
26	112	221	52	385	△ 118	911	
27	165	457	35	657	272	650	
28	101	460	61	622	△ 35	911	
29	85	741	34	860	238	900	

※ 歳出予算から支出した還付金及び還付加算金の実績。

8 経済成長率、金利及び株価の推移

ア 経済成長率

(単位：%、百万円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実質	全国	0.9	2.6	△ 0.5	1.3	1.3	1.6
	秋田県	△ 0.5	0.2	△ 1.6	△ 1.6	—	—
名目	全国	0.2	2.6	2.0	2.7	1.1	1.7
	秋田県	△ 0.5	0.2	0.0	△ 0.4	—	—
参考	県税収入①	78,948	81,614	82,649	90,354	90,932	90,636
	地特税収②	7,785	9,788	11,354	9,475	7,827	7,688
	①+② ③	86,733	91,402	94,003	99,829	98,759	98,324
	③の前年比	3.3	5.4	2.8	6.2	△ 1.1	△ 0.4
	③のうち 法人三税④	21,489	25,700	29,250	28,429	28,583	27,792
	④の前年比	7.4	19.6	13.8	△ 2.8	0.5	△ 2.8

- 注 1 全国値は「国民経済計算（内閣府）（四半期別GDP速報（平成30年9月発表））」による（平成29年度は速報値）。
 2 秋田県値は「秋田県県民経済計算」による（平成28年度及び平成29年度は本書作成日現在未発表）。
 3 値は、過去に遡及して随時改定されるため、過去に公表された値と一致しないことがある。
 4 参考中「地特」は、地方法人特別税。「法人三税」は、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の計である。

イ 預金及び国債の金利及び残高

(単位：%、億円)

	定期預金/ 300万円未満 ／1年	預金残高 (秋田県)	長期国債 (10年)	中期国債 (5年)	国債残高 (家計資産)
平成25年9月	0.026	33,177	0.685	0.243	209,760
平成26年3月	0.026	34,089	0.641	0.197	200,321
平成26年9月	0.026	33,391	0.522	0.167	183,007
平成27年3月	0.026	34,553	0.398	0.131	158,406
平成27年9月	0.026	34,287	0.348	0.062	135,920
平成28年3月	0.021	34,940	-0.049	-0.190	123,732
平成28年9月	0.015	34,266	-0.084	-0.249	119,303
平成29年3月	0.014	35,567	0.067	-0.124	125,263
平成29年9月	0.012	35,529	0.062	-0.078	122,123
平成30年3月	0.011	36,913	0.043	-0.108	123,823

- 注 1 定期預金金利は、日本銀行「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」による当該月の最終週の月曜日の数値である。
 2 預金残高は、日本銀行「都道府県別預金／預金合計／国内銀行」による。
 3 国債金利は、財務省ホームページ「国債金利情報」による当該月の末営業日の数値である。
 4 国債残高は、日本銀行「資金循環（08SNA）」による。

ウ 株価（日経平均株価）

(単位：円)

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
11,488.76	16,111.43	17,225.83	15,307.78	8,859.56	10,546.44	10,228.92
平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
8,455.35	10,395.18	16,291.31	17,450.77	19,033.71	19,114.37	22,764.94

注 各年の12月末現在の値である。

9 新設住宅着工戸数等の推移

年・年度 着工等区分		平成25年（度）	平成26年（度）	平成27年（度）	平成28年（度）	平成29年（度）
		着工戸数（戸）	4,421	3,776	3,853	4,184
構造別内訳	木造	3,960	3,277	3,478	3,562	3,707
	SRC造	-	-	-	-	-
	RC造	41	117	1	166	3
	S造	420	382	374	456	360
	CB造	-	-	-	-	-
	その他造	-	-	-	-	1
利用別内訳	持家	3,204	2,474	2,501	2,669	2,582
	貸家	876	968	1,016	1,128	1,075
	給与住宅	31	14	19	10	37
	分譲住宅	310	320	317	377	377
工法別内訳	在来工法	3,420	2,967	2,897	3,226	3,103
	プレハブ工法	455	401	408	482	395
	2×4工法	546	408	548	476	573
着工面積（㎡）	521,180	412,827	406,627	437,400	423,283	
不動産取得税 現年調定額（千円）	1,826,197	1,725,135	1,566,445	1,749,937	1,480,891	
内調定額	うち、原始取得分	908,254	685,125	654,151	655,971	619,563
	うち、専用住宅	160,566	176,060	137,782	109,350	122,342

- 注1 着工戸数及び着工面積に係る統計の出典は、秋田県建設部建築住宅課集計「新設住宅着工統計集計表」（秋田県公式Webサイト[美の国あきたネット]に掲載）。
- 2 着工戸数及び着工面積の統計については暦年（1月から12月まで）で、調定額については会計年度で計上した。
- （木造家屋については、原則として建築年（暦年）の翌年度（会計年度）課税となるため。）
- 3 上表の略称の定義は次のとおり：SRC造＝鉄骨鉄筋コンクリート造。RC造＝鉄筋コンクリート造。S造＝鉄骨造。CB造＝コンクリートブロック造。その他造＝石造・煉瓦造・無筋コンクリート造・無筋コンクリートブロック造・その他の分類に該当しない構造のもの。

持家＝建築主が自分で居住する目的で建築するもの。貸家＝建築主が賃貸する目的で建築するもの。給与住宅＝会社・官公署・学校等がその社員・職員・教員等を居住させる目的で建築するもの。分譲住宅＝建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

在来工法＝プレハブ工法・枠組壁工法以外の工法。プレハブ工法＝住宅の主要構造部の壁・柱・梁・屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場において、これらの部材により組立建築を行う工法。2×4工法＝枠組壁工法（ツーバイフォー工法）。

10 自動車二税に係る課税台数等の推移

ア 登録・届出台数と課税台数(自動車取得税)等の推移【新車】

		番号	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	28年度	対前年 増減	29年度	対前年 増減
			台		台		台		台		台	
登録・届出台数	登録自動車	1	28,841	2,116	25,304	△ 3,537	24,692	△ 612	26,346	1,654	26,465	119
	軽自動車	2	31,053	5,006	28,262	△ 2,791	24,322	△ 3,940	21,332	△ 2,990	23,497	2,165
	計	3	59,894	7,122	53,566	△ 6,328	49,014	△ 4,552	47,678	△ 1,336	49,962	2,284
	前年比(%)	4	113.5	—	89.4	—	91.5	—	97.3	—	104.8	—
課税台数	登録自動車	5	18,775	750	14,355	△ 4,420	16,073	1,718	17,600	1,527	17,680	80
	軽自動車	6	13,459	△ 5,743	9,675	△ 3,784	19,397	9,722	16,761	△ 2,636	20,313	3,552
	計	7	32,234	△ 4,993	24,030	△ 8,204	35,470	11,440	34,361	△ 1,109	37,993	3,632
	前年比(%)	8	86.6	—	74.5	—	147.6	—	96.9	—	110.6	—
エコカー減税 適用台数	登録自動車	9	18,871	2,477	19,019	148	16,855	△ 2,164	19,520	2,665	19,108	△ 412
	軽自動車	10	22,276	6,196	21,471	△ 805	17,836	△ 3,635	14,587	△ 3,249	14,155	△ 432
	計	11	41,147	8,673	40,490	△ 657	34,691	△ 5,799	34,107	△ 584	33,263	△ 844
	前年比(%)	12	126.7	—	98.4	—	85.7	—	98.3	—	97.5	—
うち非課税台数の エコカー減税適用の	登録自動車	13	8,645	1,235	9,947	1,302	7,652	△ 2,295	7,826	174	7,505	△ 321
	軽自動車	14	17,302	10,800	18,388	1,086	4,672	△ 13,716	4,386	△ 286	2,540	△ 1,846
	計	15	25,947	12,035	28,335	2,388	12,324	△ 16,011	12,212	△ 112	10,045	△ 2,167
	前年比(%)	16	186.5	—	109.2	—	43.5	—	99.1	—	82.3	—

- 注 1 「登録・届出台数」は、国土交通省東北運輸局ホームページに掲載の「管内新車新規登録台数」による。(登録自動車には大型特殊を含む。48及び50頁の①は申告書の集計値であるため、この表の登録・届出台数とは一致しない。)
- 2 「課税台数」には、非課税(エコカー減税によるものを含む。)、減免及び免税点以下に係る台数は含まれない。
- 3 「エコカー減税適用台数」には、中古車特例に係る台数は含まれない。
- 4 エコカー減税は、税制改正により平成21～23年度、24～26年度、27～28年度、29～30年度といった期間毎に適用基準が異なっている。

【参考】 エコカー減税について

いわゆる「エコカー減税」は、電気自動車やプラグインハイブリッド車、国土交通省が定める排ガスと燃費の基準をクリアした自動車など環境負荷の小さい自動車について、自動車取得税と自動車重量税(国税)を軽減する措置。

平成20年度までは低公害車特例として実施。平成21年度から適用基準を改め、時限的軽減措置として実施。平成24年度には適用基準を見直し、軽減対象を環境性能に極めて優れた自動車に重点化して実施。実施期間は、平成31年3月31日まで。(平成29年度税制改正により平成31年3月31日まで延長。)

イ 登録自動車と軽自動車の保有台数の推移

	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	28年度	対前年 増減	29年度	対前年 増減
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
登録自動車	435,124	△ 4,856	428,747	△ 6,377	424,621	△ 4,126	423,712	△ 909	422,440	△ 1,272
軽自動車	376,109	8,539	381,147	5,038	383,112	1,965	382,197	△ 915	382,452	255
(参考) 上記のうち ディーゼル車	70,450	△ 1,665	69,051	△ 1,399	68,226	△ 825	67,886	△ 340	67,679	△ 207

- 注 1 「登録自動車」及び「軽自動車」の台数は、国土交通省東北運輸局のホームページに掲載の「管内自動車保有車両数」(各年度3月末)による。ただし、ディーゼル車の台数(内数)は東北運輸局秋田運輸支局による。
- 2 「登録自動車」とは、道路運送車両法の規定により自動車の登録ファイルへの登録が義務づけられた自動車で、小型自動車や普通自動車等をいい、大型特殊を含み、軽自動車を除く。
- 3 「軽自動車」には、軽二輪が含まれる。

ウ 乗用車(自家用)の排気量別課税台数(自動車税)の推移

自動車の 排気量	番号	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	28年度	対前年 増減	29年度	対前年 増減	番号
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
1,000CC以下	1	15,294	△ 614	14,743	△ 551	14,322	△ 421	13,934	△ 388	14,574	640	1
1,000CC超 1,500CC以下	2	154,191	2,832	155,446	1,255	155,688	242	156,433	745	157,480	1,047	2
1,500CC超 2,000CC以下	3	110,240	△ 2,341	107,385	△ 2,855	105,220	△ 2,165	103,837	△ 1,383	103,893	56	3
2,000CC超 2,500CC以下	4	48,076	△ 2,001	46,670	△ 1,406	44,759	△ 1,911	43,445	△ 1,314	42,025	△ 1,420	4
2,500CC超 3,000CC以下	5	14,740	△ 1,369	13,503	△ 1,237	12,186	△ 1,317	11,157	△ 1,029	10,282	△ 875	5
3,000CC超 3,500CC以下	6	6,712	△ 383	6,478	△ 234	6,067	△ 411	5,799	△ 268	5,584	△ 215	6
3,500CC超 4,000CC以下	7	1,762	△ 115	1,690	△ 72	1,573	△ 117	1,504	△ 69	1,482	△ 22	7
4,000CC超 4,500CC以下	8	1,318	△ 29	1,248	△ 70	1,167	△ 81	1,099	△ 68	1,020	△ 79	8
4,500CC超 6,000CC以下	9	899	9	955	56	942	△ 13	916	△ 26	934	18	9
6,000CC超	10	30	2	31	1	28	△ 3	36	8	40	4	10
電気自動車等	11	257	128	420	163	578	158	653	75	790	137	11
計	12	353,519	△ 3,881	348,569	△ 4,950	342,530	△ 6,039	338,813	△ 3,717	338,104	△ 709	12
前年比(%)	13	98.9	—	98.6	—	98.3	—	98.9	—	99.8	—	13
(参考) 総課税台数	14	418,519	△ 4,306	413,067	△ 5,452	406,350	△ 6,717	401,851	△ 4,499	400,704	△ 1,147	14

- 注 1 各台数は、各年度の賦課期日現在の台数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含む。
- 2 番号11の「電気自動車等」は、電気自動車及び天然ガス自動車を指す。
- 3 番号14の「総課税台数」は、この表に掲げた自動車(自家用乗用車)以外の車種・用途の自動車を含んだ自動車税の課税台数の総数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含むため、56～67頁の「課税台数」と一致しないことがある。

11 秋田県の人口及び世帯数の推移

ア 人口

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
鹿角市	33,785	33,199	32,644	32,096	31,501
小坂町	5,789	5,652	5,479	5,355	5,227
大館市	77,527	76,504	75,499	74,434	73,344
北秋田市	35,304	34,653	33,975	33,344	32,682
上小阿仁村	2,644	2,566	2,498	2,423	2,355
能代市	57,802	56,810	56,010	55,056	54,066
藤里町	3,733	3,615	3,520	3,480	3,354
三種町	18,536	18,117	17,751	17,372	17,025
八峰町	8,075	7,863	7,649	7,495	7,324
秋田市	319,370	317,733	315,715	313,543	311,024
男鹿市	30,873	30,177	29,611	28,992	28,361
潟上市	34,098	33,895	33,722	33,442	33,165
五城目町	10,402	10,187	9,970	9,762	9,509
八郎潟町	6,423	6,313	6,181	6,089	5,997
井川町	5,239	5,152	5,048	4,948	4,873
大潟村	3,284	3,273	3,233	3,202	3,196
由利本荘市	82,886	81,701	80,534	79,426	78,245
にかほ市	26,932	26,395	25,943	25,472	25,059
大仙市	87,546	86,424	85,202	83,897	82,771
仙北市	29,039	28,518	28,009	27,443	26,901
美郷町	21,212	20,877	20,601	20,259	19,929
横手市	97,004	95,605	94,197	92,875	91,367
湯沢市	49,703	48,804	47,922	46,947	46,197
羽後町	16,585	16,258	15,866	15,581	15,230
東成瀬村	2,747	2,697	2,657	2,626	2,595
計	1,066,538	1,052,988	1,039,436	1,025,559	1,011,297

イ 世帯数

(単位：世帯)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
鹿角市	13,256	13,230	13,109	13,052	12,976
小坂町	2,542	2,503	2,469	2,436	2,386
大館市	31,274	31,312	31,398	31,346	31,268
北秋田市	14,144	14,173	14,068	14,059	14,006
上小阿仁村	1,178	1,168	1,138	1,131	1,113
能代市	24,483	24,516	24,492	24,409	24,346
藤里町	1,452	1,431	1,404	1,402	1,371
三種町	6,978	6,953	6,932	6,898	6,938
八峰町	3,111	3,121	3,093	3,080	3,073
秋田市	140,945	141,772	142,354	142,731	143,057
男鹿市	13,241	13,215	13,202	13,135	13,085
潟上市	13,236	13,312	13,469	13,559	13,656
五城目町	4,152	4,178	4,140	4,105	4,050
八郎潟町	2,479	2,470	2,464	2,463	2,473
井川町	1,756	1,753	1,746	1,739	1,753
大潟村	1,068	1,081	1,074	1,085	1,094
由利本荘市	30,238	30,248	30,331	30,341	30,349
にかほ市	9,445	9,396	9,380	9,325	9,322
大仙市	30,962	30,993	31,039	31,139	31,173
仙北市	10,750	10,734	10,654	10,583	10,531
美郷町	6,658	6,636	6,649	6,634	6,611
横手市	34,163	34,248	34,142	34,121	33,964
湯沢市	18,113	18,030	18,006	17,933	17,913
羽後町	5,338	5,319	5,300	5,275	5,258
東成瀬村	877	864	860	857	863
計	421,839	422,656	422,913	422,838	422,629

注 上記の人口及び世帯数の各年度の数値は、当該年度の1月1日現在の住民基本台帳に記載されている数値につき、総務省が「【日本人住民】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」として公表した数値である。

12 租税負担状況

(平成25年度～平成28年度)

	番号	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			
		全 国	秋田県	対全 国比	全 国	秋田県	対全 国比	全 国	秋田県	対全 国比	全 国	秋田県	対全 国比	
分配国民所得	1	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	
分 配 国 民 所 得	1	374,006,300	2,581,031	0.7	378,318,300	2,558,180	0.7	388,460,400	2,532,384	0.7	391,715,600	-	-	
納税額	国 税	2	50,180,052	138,848	0.3	57,236,124	162,880	0.3	62,601,554	177,529	0.3	62,242,241	175,453	0.3
	都道府県税	3	14,773,853	93,159	0.6	15,683,495	97,341	0.6	18,022,240	114,129	0.6	18,114,031	111,599	0.6
	市町村税	4	20,600,433	112,598	0.5	21,101,956	112,670	0.5	21,076,323	110,982	0.5	21,278,361	111,200	0.5
	計	5	85,554,338	344,605	0.4	94,021,575	372,891	0.4	101,700,117	402,640	0.4	101,634,633	398,252	0.4
人 口	6	人	人		人	人		人	人		人	人		
世 帯 数	7	世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯		
国県負 民所得に 対する率	8	%	%	-	%	%	-	%	%	-	%	%	-	
国 税	8	14.0	5.4	-	15.7	6.3	-	16.1	7.0	-	15.9	-	-	
都道府県税	9	4.1	3.6	-	4.3	3.8	-	4.6	4.5	-	4.6	-	-	
市町村税	10	5.7	4.4	-	5.8	4.4	-	5.4	4.4	-	5.4	-	-	
計	11	23.8	13.3	-	25.8	14.5	-	26.2	15.9	-	25.9	-	-	
一人当り負担額	12	円	円		円	円		円	円		円	円		
国 税	12	396,885	130,186	32.8	453,666	154,684	34.1	497,265	170,794	34.3	495,624	171,080	34.5	
都道府県税	13	116,850	87,347	74.8	124,311	92,443	74.4	143,157	109,799	76.7	144,239	108,818	75.4	
市町村税	14	162,933	105,573	64.8	167,259	107,000	64.0	167,416	106,771	63.8	169,436	108,429	64.0	
計	15	676,669	323,106	47.7	745,235	354,127	47.5	807,838	387,364	48.0	809,298	388,327	48.0	
一世帯当り負担額	16	円	円		円	円		円	円		円	円		
国 税	16	920,491	329,149	35.8	1,042,145	385,373	37.0	1,121,651	419,777	37.4	1,116,109	414,941	37.2	
都道府県税	17	271,008	220,840	81.5	285,562	230,308	80.7	322,910	269,864	83.6	324,815	263,929	81.3	
市町村税	18	377,889	266,922	70.6	384,221	266,576	69.4	377,631	262,423	69.5	381,557	262,985	68.9	
計	19	1,569,388	816,911	52.1	1,711,928	882,256	51.5	1,822,192	952,063	52.2	1,822,481	941,855	51.7	

- 注 1 分配国民所得は、内閣府「2016（平成28）年度 国民経済計算年次推計」による。
 なお、値は、過去に遡及して随時改定されるため、過去に公表された数値と一致しないことがある。
- 2 分配県民所得は、秋田県企画振興部調査統計課「秋田県県民経済計算」による。
 （平成28年度は本書作成日現在未発表）
- 3 納税額は、国税庁「統計情報」及び総務省自治税務局「地方税に関する参考係数資料」を参考としたものであり、
 都道府県税は都道府県間における地方消費税清算後の額である。
- 4 人口及び世帯数は、総務省自治行政局「【日本人住民】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による。
 なお、当該年度の1月1日現在の数字となっている。
- 5 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

13 平成29年度市町村税徴収実績（秋田県分）

	調 定		収 入		収 入 率	
	調 定 額	前年比	収 入 額	前年比	平成29年度	平成28年度
	千円	%	千円	%	%	%
一 普 通 税	116,634,275	100.2	109,877,295	100.9	94.2	93.6
1 市 町 村 民 税	48,666,248	100.2	46,906,324	100.6	96.4	96.0
(ア) 個 人 分	39,685,186	101.0	38,062,049	101.6	95.9	95.4
(イ) 法 人 分	8,981,062	96.6	8,844,275	96.7	98.5	98.4
2 固 定 資 産 税	58,085,111	100.8	53,239,597	101.9	91.7	90.7
(ア) 純固定資産税	56,373,830	100.9	51,528,316	102.0	91.4	90.4
(イ) 交 付 金	1,711,281	96.8	1,711,281	96.8	100.0	100.0
3 軽 自 動 車 税	3,007,372	103.2	2,855,830	103.5	95.0	94.7
4 市町村たばこ税	6,838,470	94.7	6,838,470	94.7	100.0	100.0
5 鉱 産 税	37,074	76.9	37,074	76.9	100.0	100.0
6 特別土地保有税	-	-	-	-	-	-
二 目 的 税	2,371,617	100.1	2,281,627	100.1	96.2	96.1
1 入 湯 税	566,370	97.1	524,521	97.0	92.6	92.6
2 事 業 所 税	1,527,206	101.4	1,496,187	101.3	98.0	98.1
3 都 市 計 画 税	278,041	99.2	260,919	99.9	93.8	93.1
三 旧 法 に よ る 税	-	-	-	-	-	-
合 計	119,005,892	100.2	112,158,922	100.9	94.2	93.6

14 東日本大震災に係る減収額等（地方税法附則を根拠とするもの）

(単位：円)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件・台	減収額	件・台	減収額	件・台	減収額
不動産取得税 法附則第51条 (代替不動産の取得に係る課税標準の特例)	4	187,000	2	530,200	5	1,297,300
自動車取得税 法附則第52条 (代替自動車等の取得に係る非課税)	93	6,623,400	13	996,100	3	353,800
自動車税 法附則第54条 (代替自動車等に係る非課税)	234	5,318,500	235	6,874,600	131	4,652,000

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件・台	減収額	件・台	減収額	件・台	減収額
不動産取得税 法附則第51条 (代替不動産の取得に係る課税標準の特例)	2	158,000	3	530,900	5	278,000
自動車取得税 法附則第52条 (代替自動車等の取得に係る非課税)	-	-	-	-	-	-
自動車税 法附則第54条 (代替自動車等に係る非課税)	2	85,500	1	15,000	1	45,000

	平成29年度		累 計	
	件・台	減収額	件・台	減収額
不動産取得税 法附則第51条 (代替不動産の取得に係る課税標準の特例)	2	432,200	23	3,413,600
自動車取得税 法附則第52条 (代替自動車等の取得に係る非課税)	-	-	109	7,973,300
自動車税 法附則第54条 (代替自動車等に係る非課税)	2	69,000	606	17,059,600

税 目	平成16年度現在	平成17年度現在												
個人県民税	<p>○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は35万円加算）以下の者には所得割を課さない。</p> <p>○所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (15.1～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期（1年超）保有上場株式等に係る特例 (15.1.1～17.12.31) 1%</p> <p>※(イ)について、税率1%の特例を創設（～20年度） （平成15年度改正）</p> <p>※(ロ)について、廃止 （平成15年度改正）</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>○所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等のための譲渡所得に対する税率（～21年度）</p> <p>ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得に対する税率 3%</p> <p>(国等に対する譲渡については1.6%)</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>												
法人県民税														
県民税利子割														
県民税配当割														
県民税株式等譲渡所得割														
個人事業税														
法人事業税	<p>外形標準課税（資本又は出資の金額が1億円超の法人）</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <table border="0"> <tr> <td>所得のうち年400万円以下</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超及び清算所得</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>3都道府県以上の分割法人</td> <td>7.2%</td> </tr> </table>	所得のうち年400万円以下	3.8%	年400万円超800万円以下	5.5%	年800万円超及び清算所得	7.2%	3都道府県以上の分割法人	7.2%					
所得のうち年400万円以下	3.8%													
年400万円超800万円以下	5.5%													
年800万円超及び清算所得	7.2%													
3都道府県以上の分割法人	7.2%													
地方消費税														
不動産取得税		宅地評価土地に係る課税標準の特例 18.1.1～21.3.31間の取得 1/2												
県たばこ税														
ゴルフ場利用税														
自動車取得税	<p>○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 16.4.1～17.9.30取得</p> <table border="0"> <tr> <td>一定のバス・トラック等</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>一定のディーゼル乗用車</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 20万円</p>	一定のバス・トラック等	2%	一定のディーゼル乗用車	1%	<p>○電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7%</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7%</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.2%</p> <p>○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 17.10.1～18.3.31取得 1%</p> <p>○NOx・PM要件達成車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得（買替）1.5%</p>								
一定のバス・トラック等	2%													
一定のディーゼル乗用車	1%													
軽油引取税														
自動車税	<p>グリーン化（平成15年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table> <p>（平成14年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%、25%、13%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table>	環境負荷の小さい自動車	50%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課	環境負荷の小さい自動車	50%、25%、13%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課	<p>グリーン化（平成16年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%、25%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table>	環境負荷の小さい自動車	50%、25%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課
環境負荷の小さい自動車	50%軽課													
環境負荷の大きい自動車	10%重課													
環境負荷の小さい自動車	50%、25%、13%軽課													
環境負荷の大きい自動車	10%重課													
環境負荷の小さい自動車	50%、25%軽課													
環境負荷の大きい自動車	10%重課													
鉦 区 税														
狩 猟 税	<p>創設 (16.4.1～) 狩猟税（狩猟者登録税・入猟税廃止）</p> <table border="0"> <tr> <td>網・わな猟免許 第1種統猟免許</td> <td rowspan="2">所得割額の納付を要する者 16,500円 所得割額の納付を要しない者 11,000円</td> </tr> <tr> <td>第2種統猟免許</td> <td>5,500円</td> </tr> </table>	網・わな猟免許 第1種統猟免許	所得割額の納付を要する者 16,500円 所得割額の納付を要しない者 11,000円	第2種統猟免許	5,500円									
網・わな猟免許 第1種統猟免許	所得割額の納付を要する者 16,500円 所得割額の納付を要しない者 11,000円													
第2種統猟免許		5,500円												
狩猟者登録税	狩猟者登録税廃止→狩猟税創設													
入 猟 税	入猟税廃止→狩猟税創設													
産業廃棄物税														

税 目	平成18年度現在	平成19年度現在
個人県民税	<p>○老年者控除廃止（17.1.1施行）</p> <p>○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は32万円加算）以下の者には所得割を課さない。</p> <p>○定率減税 所得割の7.5%相当（市町村民税と併せて最高2万円）</p> <p>○17.1.1現在で65歳以上に達している者</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 300円 所得割 3分の1の額で課税 	<p>【国から地方への税源移譲】</p> <p>○平成19年度以後の年度分の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払いに係るもの）の税率一律4%</p> <p>○17.1.1現在で65歳以上に達している者</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 600円 所得割 3分の2の額 で課税 <p>○定率減税 廃止</p> <p>○所得割</p> <p>(1)土地等の長期譲渡所得に対する税率</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ)長期譲渡所得 2% (ロ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～21年度） <ul style="list-style-type: none"> ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ)長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 <ul style="list-style-type: none"> ア 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6% イ 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 <p>(2)短期譲渡所得に対する税率 3.6% （国等に対する譲渡については2%）</p> <p>(3)株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% （～20年度に上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する税率 1.2%）</p> <p>(4)先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ア又はイのいずれか多い金額 ア 4.8% イ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額（ただし、平成21年度まで特例不適用）
法人県民税	<p>○均等割＝資本金等の額</p> <p>○法人税割 5.8%（資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～23.3.31間に終了する事業年度について適用）</p>	<p>○均等割及び法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等を加える（19.9.30施行）。</p> <p>○法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う個人を加える（19.9.30施行）。</p>
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		<p>○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （20.1.1～20.12.31間の税率 3%）</p>
個人事業税		<p>○助産師業を課税対象事業から除外</p>
法人事業税	<p>○資本割＝資本金等の額</p> <p>○収入金課税法人に少額短期保険業者を加える。</p>	<p>○所得割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等（個人を含む）を加える（19.9.30施行）。</p> <p>○特定信託所得割を廃止（19.9.30施行）</p>
地方消費税		
不動産取得税	<p>○18.4.1～21.3.31間の取得 3%</p> <p>○18.4.1～20.3.31間の取得 3.5%（住宅以外の家屋）</p>	
県たばこ税	<p>○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円） （18.7.1以降の売渡し等分）</p> <p>○1,000本につき 969円（旧3級品は、1,000本につき461円） （15.7.1～18.6.30間の売渡し等分）</p>	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	<p>○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.3.31取得 1%（NOx・PM要件達成車 2%）</p> <p>○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円</p>	<p>○電気自動車、一定の天然ガス自動車に係る控除税率 19.4.1～21.3.31取得 2.7% （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る）</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る（3.5t以上の場合はPM要件も）） 19.4.1～21.3.31取得 2.7%</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 19.4.1～20.3.31取得 2% 20.4.1～21.3.31取得 1.8% （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る（3.5t以上の場合はPM要件も））</p> <p>○NOx・PM要件達成車に係る控除税率 19.4.1～21.3.31取得（買替） 1.2%</p> <p>○メタノール自動車に係る控除税率 廃止</p>
軽油引取税		
自動車税	<p>グリーン化（平成17年度に新規登録された自動車について適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課 環境負荷の大きい自動車 10%重課 	<p>グリーン化</p> <p>環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課 （平成18年度に新車新規登録された自動車について適用）</p> <p>環境負荷の大きい自動車 10%重課</p>
鉱区税		
狩猟税		<p>網・わな猟免許→網猟免許又はわな猟免許（19.4.16～）</p> <p>所得割の納付を要する者 8,200円</p> <p>所得割の納付を要しない者 5,500円</p>
産業廃棄物税		

税 目	平成20年度現在	平成21年度現在
個人県民税	○秋田県水と緑の森づくり税 800円 (均等割の超過課税)	○所得割 (1) 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る県民税 (～21年度) 1.2% (2) 寄附金税額控除 寄附金額の5,000円を超える分の100分の4 都道府県・市町村への寄附金に係る特例控除 (所得税の限界税率により、50%～90%) } 20.1.1以降の 条例で指定する団体への寄附金に係る控除 } 寄附金から適用
法人県民税	○秋田県水と緑の森づくり税 均等割の8%相当額 (超過課税) ○法人でない社団・財団で収益事業を行わないもの 非課税 ○法人でない社団・財団で収益事業を行うもの } 2万円 資本金等の額を有しない法人 (相互会社除く) 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人 (20.12.1以降)	
県民税利子割		
県民税配当割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (20.4.1～22.12.31間の税率 3%)	
県民税株式等譲渡所得割	○源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (21.1.1～22.12.31間の税率 3%)	
個人事業税		
法人事業税	【地方法人特別税の創設】 (20.10.1開始の事業年度から) ○所得のうち 外形法人 特別法人 普通法人 年400万円以下 1.5% 2.7% 2.7% 年400万円超800万円以下 2.2% 3.6% 4% 年800万円超及び清算所得 2.9% 3.6% 5.3% 3都道府県以上の分割法人 2.9% 3.6%※ 5.3%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.7% ※地方法人特別税 (国税) 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の148/100 外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の 81/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の 81/100	
地方消費税		
不動産取得税	○20.4.1以降の取得 4% (住宅以外の家屋)	○21.4.1～24.3.31間の取得 (住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 21.4.1～24.3.31間の取得 1/2
県たばこ税		
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○税率 20.4.1～20.4.30取得 3% 20.5.1～30.3.31取得 5% (軽自動車以外の自家用自動車) ○免税点20.4.1～30.3.31取得 50万円 ○平成17年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.4.30取得 1% (NOx・PM要件達成車 2%) ○平成21年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 一定のバス・トラック等 20.5.1～22.3.31取得 2% (12t超 20.5.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 20.5.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円	【目的税→普通税へ】 ○非課税 (すべて新車に限る) 電気自動車、天然ガス自動車 (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る、以下同。)、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車 (3.5t以上の場合はPM要件も) かつ燃費要件達成車に限る、以下同。)、平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車 ○軽減税率 (すべて新車に限る) 平成21年排出ガス規制適合かつ燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 75% 平成17年排出ガス規制適合かつNOx・PM・燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 50% ○控除税率 (中古車) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 (バス・トラック) 21.4.1～24.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外) 21.4.1～24.3.31取得 1.6% プラグインハイブリッド自動車 21.4.1～24.3.31取得 2.4% ○平成21年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 (中古車) 一定のバス・トラック等 (ディーゼル) 21.4.1～22.3.31取得 2% (12t超 21.4.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 21.4.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車 税率75%又は50%軽減 (21.4.1～24.3.31取得新車に限る)、課税標準30万円又は15万円控除 (21.4.1～22.3.31取得中古車)
軽油引取税	○1kℓ当たり15,000円 (20.4.1～20.4.30間の引取り等に限る。) ○1kℓ当たり32,100円 (20.5.1～30.3.31間の引取り等に限る。)	【目的税→普通税へ】 ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り (一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、21.4.1～24.3.31の引取り)
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成19年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成20年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉦区税		
狩猟税	対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (20.4.1～25.3.31に受ける狩猟者の登録 1/2)	
産業廃棄物税		

税 目	平成22年度現在	平成23年度現在
個人県民税	<p>○所得割</p> <p>(1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～26年度） (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～26年度）</p> <p>(3)上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (22～24年度) 1.2%</p> <p>(4)申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に対する税率 (22～24年度) 1.2%</p>	
法人県民税		法人税割 5.8%（資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～28.3.31間に終了する事業年度について適用）
県民税利子割		
県民税配当割	<p>○上場株式等の配当等に係る税率 5% (23.1.1～23.12.31間の税率 3%)</p>	<p>○上場株式等の配当等に係る税率 5% (24.1.1～25.12.31間の税率 3%)</p>
県民税株式等譲渡所得割	<p>○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (23.1.1～23.12.31間の税率 3%)</p>	<p>○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (24.1.1～25.12.31間の税率 3%)</p>
個人事業税		
法人事業税	<p>○清算所得課税 廃止 (22.10.1以降の解散又は破産手続開始の決定)</p>	
地方消費税		
不動産取得税		○東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得（～33.3.31取得等）に係る課税標準の特例
県たばこ税	<p>○1,000本につき1,504円（旧3級品は、1,000本につき716円） (22.10.1以降の売渡し等分)</p> <p>○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円） (18.7.1～22.9.30間の売渡し等分)</p>	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	<p>○軽自動車以外の自家用自動車 5%（当分の間）</p> <p>○軽減措置</p> <p>(1)軽減税率（新車に限る） 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で次に掲げるものについて、税率をア及びイについてはその75%、ウについてはその50%を軽減（24.3.31までの取得に限る） ア ディーゼル自動車で平成21年排出ガス基準に適合し、かつ、基準燃費性能を満たすもの イ 平成17年排出ガス基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの ウ 平成17年排出ガス基準より50%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの</p> <p>(2)控除税率（新車以外） ディーゼル自動車の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり対象の拡充及び適用期限の延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)アに掲げるものの税率を1%控除（22.8.31までの取得に限る） イ 12tを超えるディーゼル自動車又は車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル自動車に係る税率を1%又は0.5%控除する特例措置の適用期限を22.8.31まで延長 ウ 3.5t超12t以下のディーゼル自動車に係る税率を2%控除する特例措置の適用期限を23.8.31まで延長（22.10.1～23.8.31の取得の場合は1%控除）</p> <p>(3)優良低燃費車（新車以外） 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり対象を拡大し、その適用期限を24.3.31まで延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)イに掲げるものについて、取得価額から30万円を控除 イ 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)ウに掲げるものについて、取得価額から15万円を控除</p>	<p>○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス（24.3.31までの取得）：非課税</p> <p>○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得（23.3.11～26.3.31取得）に係る非課税</p>
軽油引取税	<p>○1kg当たり32,100円（当分の間）</p> <p>○揮発油価格高騰時（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合）における税率の特例規定の適用停止（トリガー条項）</p>	○揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置（トリガー条項）の適用停止（東日本大震災からの復旧状況等を勘案して別に法律で定める日までの間）
自動車税	<p>○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成21年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課</p>	<p>○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%軽減 (平成22年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課</p> <p>○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税（23年度～25年度）</p>
鉱区税		
狩猟税		
産業廃棄物税		

税 目	平成24年度現在	平成25年度現在
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○年少扶養控除 廃止 (24. 1. 1施行) ○16歳以上19歳未満の者に係る特定扶養親族扶養控除 33万円 (24. 1. 1施行) ○同居特別障害者控除 53万円 (24. 1. 1施行) ○同居特別障害者扶養(配偶者)控除 廃止 (24. 1. 1施行) ○退職所得に係る10%税額控除 廃止 (25. 1. 1以後に支払を受けるべき退職手当等) ○寄附金税額控除 適用下限額を寄附金額2,000円(改正前5,000円)に引下げ。 23. 1. 1以降の 条例で指定する特定非営利活動法人を適用対象 に追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得控除 <新契約> 生命保険料控除 個人年金保険料控除 介護医療保険料控除 最大28,000円 <旧契約> 生命保険料控除 個人年金保険料控除 最大35,000円 ○上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (25～26年度) 1. 2% ○申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 (25～26年度) 1. 2%
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税		
地方消費税		
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○24. 4. 1～27. 3. 31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 24. 4. 1～27. 3. 31間の取得 1/2 	
県たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> ○1,000本につき860円(旧3級品は、1,000本につき411円) (25. 4. 1以降の売渡し等分) ○1,000本につき1,504円(旧3級品は、1,000本につき716円) (22. 10. 1～25. 3. 31間の売渡し等分)
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○非課税(すべて新車に限る。24. 4. 1～27. 3. 31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クワンティム乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス(26. 3. 31までの取得): 非課税 ○75%軽減税率及び50%軽減税率(すべて新車に限る。24. 4. 1～27. 3. 31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、30万円又は15万円(24. 4. 1～27. 3. 31の取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、350万円、200万円又は100万円(24. 4. 1～27. 3. 31の取得) 	<ul style="list-style-type: none"> ○衝突被害軽減ブレーキを装備した車両総重量5tを超えるバス等(新車、立席のないものに限る。)に係る課税標準控除額 5t超12t以下のバス等(～27. 3. 31の取得) } 12tを超えるバス等(～26. 10. 31の取得) } 350万円
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り(一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、24. 4. 1～27. 3. 31の引取り) 	
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%軽課 (平成23年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課 	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課 (平成24年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱区税		
狩猟税		<ul style="list-style-type: none"> 対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (25. 4. 1～28. 3. 31に受ける狩猟者の登録 1/2)
産業廃棄物税		

税 目	平成26年度現在	平成27年度現在												
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○均等割 (26年度～35年度) 年額2,300円 [年額1,800円に年額500円を加算した額] ○所得割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 <ul style="list-style-type: none"> 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 <ul style="list-style-type: none"> 特例不適用(～29.3.31までの譲渡) 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 2% 												
法人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○マンション敷地売却組合について収益事業課税とする(26.12.24開始の事業年度から)。 ○法人税割 4.0%(資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。))については3.2%。(26.10.1開始の事業年度から) 	<ul style="list-style-type: none"> ○均等割 資本金等の額 (1) 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額 (2) 資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本準備金の合算額 												
県民税利子割		○28.1.1以後に支払いを受けるべき利子等に係る法人の利子割について廃止												
県民税配当割	<ul style="list-style-type: none"> ○上場株式等の配当所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (28.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等) 												
県民税株式等譲渡所得割	<ul style="list-style-type: none"> ○源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等) 													
個人事業税														
法人事業税	<p>【地方法人特別税からの復元】(26.10.1開始の事業年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得のうち <table border="1"> <tr> <td>外形法人</td> <td>特別法人</td> <td>普通法人</td> </tr> <tr> <td>年400万円以下</td> <td>2.2%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>3.2%</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超</td> <td>4.3%</td> <td>6.7%</td> </tr> </table> 3都道府県以上の分割法人 4.3% 4.6%※ 6.7%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.9% ※地方法人特別税(国税) <ul style="list-style-type: none"> 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の67.4/100 外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の43.2/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の43.2/100 	外形法人	特別法人	普通法人	年400万円以下	2.2%	3.4%	年400万円超800万円以下	3.2%	4.6%	年800万円超	4.3%	6.7%	<ul style="list-style-type: none"> ○外形標準課税(資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人) <ul style="list-style-type: none"> 付加価値割 0.72% 資本割 0.3% 所得割 <ul style="list-style-type: none"> 所得のうち年400万円以下 1.6% 年400万円超800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 3都道府県以上の分割法人 3.1% ○地方法人特別税(国税) <ul style="list-style-type: none"> 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の93.5/100 ○資本割 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本準備金の合算額を課税標準とする。
外形法人	特別法人	普通法人												
年400万円以下	2.2%	3.4%												
年400万円超800万円以下	3.2%	4.6%												
年800万円超	4.3%	6.7%												
地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ○税率 一定税率 消費税額の17/63 ○市町村交付基準 従来分 2分の1を人口、2分の1を従業者数で按分 引上げ分 人口のみで按分 ○用途 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化 													
不動産取得税		<ul style="list-style-type: none"> ○27.4.1～30.3.31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 27.4.1～30.3.31間の取得 1/2 												
県たばこ税														
ゴルフ場利用税														
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○税率 <ul style="list-style-type: none"> 自家用自動車(軽自動車を除く) 3% 営業用自動車・軽自動車 2% ○80%軽減税率及び60%軽減税率(すべて新車に限る。26.4.1～27.3.31の取得) ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合バス(28.3.31までの取得):非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得(26.4.1～28.3.31取得)に係る非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○非課税(すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クランデイーゼル乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、60%軽減税率、40%軽減税率及び20%軽減税率(すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、35万円、25万円、15万円又は5万円(27.4.1～29.3.31の取得) ○ノスタップバス、リフト付きバス、エバーサルドザイタカシ及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、200万円又は100万円(27.4.1～29.3.31の取得) 												
軽油引取税		○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り(一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、27.4.1～30.3.31の引取り)												
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減(平成25年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(26年度、26年度及び27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の小さい自動車 75%、50%軽減(平成26年度に新車新規登録された自動車に適用) ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(27年度及び28年度) 												
鉱区税	○鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみならず存続期間に試掘できる者を納税義務者である鉱業権者の範囲に含める。													
狩猟税		<ul style="list-style-type: none"> ○対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 ○認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 ○狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1 (27.4.1～31.3.31に受ける狩猟者の登録) 												
産業廃棄物税														

税 目	平成28年度現在	平成29年度現在
個人県民税		○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～32年度） (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～32.3.31までの譲渡）
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税	○外形標準課税（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人） 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 { 所得のうち年400万円以下 1.9% 年400万円超800万円以下 2.7% 年800万円超 3.6% 3都道府県以上の分割法人 3.6% ○地方法人特別税（国税） 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の414.2/100	
地方消費税		
不動産取得税		
県たばこ税	○平成28年4月1日以降の売渡し等分 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品 1,000本につき481円	○平成29年4月1日以降の売渡し等分 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品 1,000本につき551円
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○非課税、80%軽減税率、60%軽減税率及び40%軽減税率（すべて新車に限る。29.3.31までの取得） 一定の重量ディーゼル車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（29.3.31までの取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（29.3.31までの取得）	○非課税（すべて新車に限る。29.4.1～30.3.31の取得） 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量カーリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、75%軽減税率、60%軽減税率、50%軽減税率、40%軽減税率、25%軽減税率及び20%軽減税率（すべて新車に限る。29.4.1～30.3.31の取得） ○環境対応車に係る課税標準控除額（新車以外） 45万円、35万円25万円、15万円又は5万円（29.4.1～30.3.31の取得） ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、175万円又は100万円（29.4.1～30.3.31の取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（30.3.31までの取得）
軽油引取税		
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 75%、50%軽減 （平成27年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車 15%重課 （バス及びトラックは10%）	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 75%、50%軽減 （平成28年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車 15%重課 （バス及びトラックは10%）
鉱区税		
狩猟税		
産業廃棄物税		

16 平成29年度地方税制改正の概要（県税関係）

地 方 税 法 (平成29年法律第2号)		県 税 条 例 (平成29年秋田県条例第5号) (平成29年秋田県条例第35号)
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
個人の県民税		
1 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化すること。(法32⑬⑭、法附則33の2②)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条33④⑥)
2 居住用財産の買換えの特例について、特定非常災害のため、その買換資産を取得期限内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下、その取得期限を2年の範囲内で延長するものとする。(法附則4⑭)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則3④)
3 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長すること。(法附則6①)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則5①)
4 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成32年3月31日まで延長すること。(法附則33の3④)	29. 4. 1	
5 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を3年延長すること。(法附則34の2①②⑨)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則10①②④⑤)
6 平成31年度以後の各年度分の個人の県民税における配偶者控除及び配偶者特別控除について、以下の措置を講ずること。(法23①、法34①) (1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を、所得割の納税義務者の前年の合計所得金額に応じて33万円、22万円又は11万円(老人控除対象配偶者は38万円、26万円又は13万円)とする。 (2) 前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととする。 (3) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を38万円超123万円以下(現行38万円超76万円未満)とし、その控除額を前年の合計所得金額及び配偶者の前年の合計所得金額に応じて、1万円～33万円とすること。 (4) 前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、現行どおり、配偶者特別控除の適用はできないこととする。	31. 1. 1	
7 6に伴い、調整控除について、所要の措置を講ずること。(法37)	31. 1. 1	
8 平成31年度以後の各年度分の個人の県民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずること。(法附則35の3の2①②)	31. 1. 1	地方税法と同様の改正(条附則12の3の2)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
法人の県民税		
1 法人の県民税に係る控除対象還付法人税額の繰越控除について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(法53)	29. 4. 1	
2 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(法55の2①、法55の3①～③、法55の4①)	29. 4. 1	
3 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずること。(法附則8)	29. 4. 1	
4 法人の県民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずること。(法附則8の2の2②⑤) (1) 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。 (2) 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。	29. 4. 1	
事業税		
1 法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して3月を超え6月を超えない範囲内において道府県知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるものとする。(法72の25③)	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条53①)
2 地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人の事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、当該中間申告納付をすることを要しないものとする。(法72の27)	29. 4. 1	
3 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(法72の39の2①、法72の39の3①～③、法72の39の4①)	29. 4. 1	
4 電気供給業に係る法人の事業税の分割基準を、事業の区分に応じて定め、課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準とすること。(法72の48③)	29. 3. 31	
5 租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(法72の57の2①、法72の57の3①～③)	30. 1. 1	
6 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること。(法附則9③)	29. 4. 1	
7 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該	29. 4. 1	

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること。(法附則9⑧)</p> <p>8 雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずること。(法附則9⑬⑭⑯)</p> <p>(1) 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が100分の2以上であることとの要件に変更すること。</p> <p>(2) 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付を必要とすること。</p> <p>(3) 控除する金額について、申告書又は更正請求書に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を限度とすること。</p>	29. 4. 1	
<p>9 株式会社民間資金等活用事業推進機構について、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額を銀行法に規定する最低資本金の額(20億円)とする資本割の課税標準の特例措置を講ずること。(法附則9⑳)</p>	29. 4. 1	
<p>10 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずること。(法附則9㉑)</p>	29.10. 1	
<p>11 法人の事業税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずること。(法附則9の2の2㉒)</p> <p>(1) 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。</p> <p>(2) 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。</p>	29. 4. 1	
<p>12 4に伴い、法人の事業税の分割基準に係る特例措置を廃止すること。(法附則第9条の3)</p>	29. 3.31	地方税法と同様の改正(条附則14の3)
不動産取得税		
<p>1 国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。(法73の4㉓)</p>	29. 4. 1	
<p>2 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業、居所訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすること。(法73の14㉔～㉕)</p>	29. 4. 1	当県において、法73の14㉔～㉕において道府県の条例で定めるとされる割合はそれぞれ3分の2とした。(条66の3)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>3 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。</p> <p>(1) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則10①)</p> <p>(2) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則10③)</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11①)</p> <p>(4) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11③)</p> <p>(5) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11④)</p> <p>(6) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑤)</p> <p>(7) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑦)</p> <p>(8) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑩)</p> <p>(9) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑫)</p> <p>(10) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑬)</p> <p>(11) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11の4①)</p> <p>(12) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11の4③)</p> <p>(13) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11の4④)</p>	29. 4. 1	<p>地方税法と同様の改正 (条附則16①)</p> <p>地方税法と同様の改正 (条附則16③)</p> <p>地方税法と同様の改正 (条附則16④)</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>(14) 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であつて同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供する土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則51の2②)</p> <p>(15) 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則51の2③)</p> <p>4 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、漁業近代化資金融通法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則11⑩)</p> <p>5 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずること。(法73の2⑤)</p>	<p>29. 4. 1</p> <p>30. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正 (条63⑤)</p>
<p>自動車取得税</p> <p>1 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2①)</p> <p>2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車 で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2②)</p> <p>(1) 電気自動車</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの、又は、平成21年10月1日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの</p> <p>(3) プラグインハイブリッド自動車</p> <p>(4) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと、又は、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p>	<p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正 (条附則18の3)</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>② エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと、又は、平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>② エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと、又は、平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(5) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車</p> <p>ア 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと、又は、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(6) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの、又は、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの</p> <p>イ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p>		

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>① 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること、又は、平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること、又は、平成21年10月1日（車両総重量が12t以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p>		
<p>3 ガソリン自動車（バス又はトラックを除く。）及び石油ガス乗用車で初めて新規登録等を受けるもの（2(4)ア①又は2(5)アに該当するものに限る。）の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の40、100分の60又は100分の80を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（法附則12の2の2④一イ、④二、⑥一イ、⑥二、⑧一イ、⑧二）</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則18の4④⑥⑧）
<p>4 ガソリン自動車（車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの（2(4)イ①に該当するものに限る。）の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の20、100分の40、100分の60又は100分の80を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（法附則12の2の2②、④一ロ、⑥一ロ、⑧一ロ）</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則18の4②④⑥⑧）
<p>5 ガソリン自動車（車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの（2(4)ウ①に該当するものに限る。）の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の25、100分の50又は100分の75を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（法附則12の2の2③一イ、⑤一イ、⑦一イ、）</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則18の4③⑤⑦）
<p>6 ガソリン自動車（車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの（平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないもの、又は平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものに限る。）の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の25、100分の50又は100分の75を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則18の4③⑤⑦）

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2③一口、⑤一口、⑦一口)</p> <p>7 軽油自動車(車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックに限る。)で初めて新規登録等を受けるもの(2(6)イ①に該当するものに限る。)の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の25、100分の50又は100分の75を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2③二イ、⑤二イ、⑦二イ)</p> <p>8 軽油自動車(車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックに限る。)で初めて新規登録等を受けるもの(平成21年軽油重量車基準に適合するもの(7に該当するものを除く。)に限る。)の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の25、100分の50又は100分の75を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2③二ロ、⑤二ロ、⑦二ロ)</p> <p>9 軽油自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックに限る。)で初めて新規登録等を受けるもの(2(6)ウ①に該当するものに限る。)の取得に係る税率を当該自動車のエネルギー消費効率に応じて100分の25、100分の50又は100分の75を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2③二ハ、⑤二ハ、⑦二ハ)</p> <p>10 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(軽油自動車については車体総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうちハイブリッド軽油自動車であるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る課税標準について、取得価格から5万円、15万円、25万円、35万円又は45万円を控除する特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の4①～⑤)</p> <p>11 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の4⑥)</p> <p>12 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の4⑦)</p> <p>13 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の4⑧)</p> <p>14 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日(③に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずること。(法附則12の2の4⑨)</p>	<p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正(条附則18の4③⑤⑦)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則18の4③⑤⑦)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則18の4③⑤⑦)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則18の6①～⑤)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則18の6⑥)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則18の6⑦)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則18の6⑧)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則18の6⑨)</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>(1) 車両総重量が5tを超え12t以下の乗用車又はバス(以下「バス等」という。)であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラック(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。)であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(3) 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>15 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、(1)に掲げるトラックにあつては平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、(2)に掲げるトラックにあつては平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。(法附則12の2の4⑩)</p> <p>(1) 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が20tを超え22t以下のトラックであつて、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>16 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日((4)に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。(法附則12の2の4⑪)</p> <p>(1) 車両総重量が5t以下のバス等であつて、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が5tを超え12t以下のバス等であつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p>	<p>29. 4. 1</p> <p>29. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正(条附則18の6⑩)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則18の6⑪)</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>(3) 車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p> <p>(4) 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p>		
<p>17 車両総重量が12tを超えるバス等であって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずること。(法附則12の2の4⑫)</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6⑫)
<p>18 非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段より国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について、法第129条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車取得税に関する規定(法第132条及び第133条の規定を除く。)を適用すること等の措置を講ずること。(法附則12の2の5)</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6の2)
<p>19 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則52①～③)</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則29の2)
<p>20 18に伴い、施行日前の自動車の取得に対して課すべき非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の取得者以外の者(以下「第三者」という。)にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずること。(改正法附則11)</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正(改正条例附則⑦)
<p>21 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、ガソリン自動車及び石油ガス自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の140を乗じて得た数値以上であることと見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2②)</p>	30. 4. 1	
<p>22 ガソリン自動車(バス又はトラックを除く。)又は石油ガス乗用車で初めて新規登録等を受けるもの(2(4)ア①又は2(5)アに該当するものに限る。)の取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率を当該自動車の燃費性能に応じて100分の20、100分の40、100分の60、100分の80を乗じて得た率とする特例措置について、エネルギー消費効率の要件を見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2②④⑥⑧)</p>	30. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の4②～⑧)
<p>23 4～9に掲げる特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(法附則12の2の2②～⑧)</p>	30. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の4②～⑧)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>24 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（軽油自動車については車体総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうちハイブリッド軽油自動車であるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る課税標準について、取得価格から5万円、15万円、25万円、35万円又は45万円を控除する特例措置について、エネルギー消費効率の要件を見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。（法附則12の2の4①～⑤）</p>	30. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則18の6①～⑤）
<p>軽油引取税 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、軽油引取税を課さないものとする。（法附則12の2の7⑤）</p>	29. 4. 1	
<p>自動車税 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこと。（法附則12の3） (1) 環境負荷の小さい自動車 平成29年度及び平成30年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。 ア 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものについて、税率の概ね100分の75を軽減すること。 イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（アの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減すること。 (2) 環境負荷の大きい自動車 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成30年度以後に限る。）に税率の概ね100分の15（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずる</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則19）

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>こと。</p> <p>ア ガソリン自動車又はLPG自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <p>2 減税対象車に係る自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（法第152条から第154条までの規定を除く。）を適用すること等の措置を講ずること。（法附則12の4）</p> <p>3 2に伴い、平成28年度分までの自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずる。（改正法附則14）</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則19の2）
<p>2 に伴い、平成28年度分までの自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずる。（改正法附則14）</p>	29. 4. 1	地方税法と同様の改正（改正条例附則⑨）
<p>その他</p> <p>1 合名会社等の社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法人の社員を加えることとすること。（法11の2）</p> <p>2 国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行うとともに、地方税法総則に規定することとすること。</p> <p>(1) 電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずることとすること。</p> <p>ア 電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができること。（法22の4①）</p> <p>イ 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成等をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上、当該電子計算機等を差し押さえることができること。（法22の4②）</p> <p>ウ 差し押え等をするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者等に対し、通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日（特に必要があつて延長する場合には、通じて60日）を超えない期間を定めて、消去しないよう求めることができること。（法22の6）</p> <p>エ 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差し押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができること。（法22の8）</p>	30. 1. 1	
	30. 4. 1	

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>オ 臨検すべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、臨検等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができること。(法22の10)</p> <p>(2) 犯則嫌疑者等が置き去った物件を検査し、又は領置することができることとする。 (法22の3)</p> <p>(3) 許可状の交付を受けて、通信事務を取り扱う者が保管等をする郵便物等について差し押さえることができるとし、その処分をした場合には、その旨を発信人等に通知することとする。 (法22の5)</p> <p>(4) 領置物件等の返還を受けるべき者の住所が不明等の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告し、当該公告の日から6月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、当該物件等を領置等した当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属することとする。 (法22の17)</p> <p>(5) 許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合には、日没後においても臨検等を開始することができることとする。 (法22の20)</p> <p>(6) その他地方税犯則調査手続について、次の措置を講ずることとする。</p> <p>ア 犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることを法令上明確化すること。 (法22の3①)</p> <p>イ 許可状を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならないこと。 (法22の4④)</p> <p>ウ 許可状について、臨検すべき物件、搜索すべき場所、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨及び交付の年月日とその記載事項として法令上明確化するとともに、犯則事実にて代えて、罪名を記載すること。 (法22の4⑤)</p> <p>エ 臨検等の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならないこと。 (法22の11)</p> <p>オ 質問等をする場合に携帯する身分を示す証明書について、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。 (法22の12)</p> <p>カ 住居の所有者等の立会いを必要とする処分の範囲に臨検及び差押えを、住居の所有者等を立ち合わせることができないときの代替的な立会人の範囲に都道府県職員を、それぞれ加えること。 (法22の14)</p> <p>キ 領置等をしたときは、その目録を作成し、所有者等にその謄本を交付するとともに、搜索をした場合において、証拠物等がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならないこと。 (法22の15、法22の23)</p> <p>ク 犯則事件を調査するため必要があるときは、鑑定、通訳又は翻訳を嘱託することができることを法令上明確化し、鑑定人は、裁判所の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとする。 (法22の19)</p> <p>ケ 臨検等の許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることを法令上明確化すること。 (法22の22)</p>		

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>コ 質問に係る調書については、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載しなければならないこと。(法22の24①)</p> <p>(7) 間接地方税に係る犯則調査手続について、次の措置を講ずることとすること。</p> <p>ア 通告に計算違い等の明白な誤りがあるときは、地方団体の長は、職権で、当該通告を更正することができることとすること。(法22の28③)</p> <p>イ 通告処分による公訴時効について、中断制度から停止制度に改めた上で、通告を受けた日の翌日から起算して20日を経過した時からその進行を始めること。(法22の28④)</p> <p>ウ 通告処分の対象となる犯則事件については、地方団体の長等の告発が訴訟条件であることを法令上明確化すること。(法22の30①)</p> <p>(8) 全ての地方税を地方税犯則調査手続の対象とすること。</p>		
<p>備考) 法令名の略称</p> <p>「法」：地方税法</p> <p>「改正法」：地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）</p> <p>「条」：秋田県県税条例</p> <p>「改正条例」：秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成29年秋田県条例第5号）</p>		

平成30年12月発行

平成29年度

秋田県税務統計書

編集発行 秋田県総務部税務課